

令和6年度

佐世保市成年後見支援員養成講座

開 催 要 頂

1. 趣 旨

少子高齢化が進む中、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、財産管理や身上保護等を行う「成年後見制度」の担い手として、「成年後見支援員」の活躍が期待されています。

本講座は、佐世保市において、地域福祉への関心の高い市民が一定の基礎知識と技術を身につけることにより、将来的にその担い手となり、地域住民の視点を活かし、本人の意思を尊重し、寄り添いながら、きめ細やかな支援を行う「成年後見支援員」候補者を養成します。

2. 主 催 佐世保市、社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

3. 後 援 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

4. 日 時 【基礎課程】

1日目：10月19日（土） 9時45分～16時00分

2日目：10月26日（土） 9時00分～17時00分

【応用課程】

3日目：11月16日（土） 9時45分～17時00分

4日目：11月30日（土） 10時00分～17時30分

※「基礎課程のみ」又は「基礎課程及び応用課程」を選択することができます。

※時間はいずれも予定です。

5. 会場 佐世保市すこやかプラザ（中央保健福祉センター） 8階講堂

※宇久地区の会場：佐世保市社会福祉協議会 宇久支所

本会場とインターネットでつなぐ予定です。

6. 定員 30 名

※先着順とし、定員になり次第締め切ります。

7. 参加対象

佐世保市内に住所を有し、次のすべてに該当する方が対象となります。

①養成講座の受講を開始する日の年齢が18歳以上で、心身共に健康である方

②成年後見支援員として活動する意思がある方

③成年後見制度及び高齢者、障がい者等に対する福祉に理解がある方

④原則として養成講座の全日程に参加できる方

⑤次のいずれにも該当しない方

イ 民法第20条に規定する制限行為能力者

ロ 民法第847条に規定する欠格事由に該当する者

ハ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149条）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者

二 佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 2 講に規定する暴力団員であると認められる者

ホ 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門的資格により業として後見人等を受任または受任する予定があるもの

8. 参加費 無料

9. プログラム 別紙「養成講座カリキュラム」を参照ください。

10. その他

●基礎課程及び応用課程の全課程修了者には、「全課程修了証」を交付します。

基礎課程のみの修了者には、「基礎課程修了証」を交付します。

●全課程修了者は、フォローアップ研修にて、継続的に資質の向上を図ります。

●全課程修了者のうち、佐世保市社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の生活支援員を希望される方については、別途面接などを行います。

※当講座修了者について、家庭裁判所から成年後見人等として選任されることを保証されるものではありません。

11. 申込手続き

別紙「参加申込書」に必要事項を記入し、FAX またはメールでお送りください。

または、下記の URL もしくは QR コードから申し込みください。

URL: <https://forms.gle/7gCXX7PkVuZtfA367>

※なお、申込書に記載された個人情報の取り扱いにつきましては、本講座の運営管理にのみ使用させていただきます。



12. 申込期限 令和 6 年 10 月 15 日（火）17 時まで（期日厳守）

13. 問い合わせ先

社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会 成年後見制度促進事業担当

〒857-0028 佐世保市八幡町6-1

TEL：0956-23-3174

FAX：0956-23-3175

E-mail：sokushin@sasebo-shakyo.or.jp